

10月3日から基本計画の パブリックコメントを募集

市では、将来のまちづくりの目標とこれを実現するための施策の方向を示す「第4次総合計画」の策定を進めています。

7月には基本構想についての意見を募集しました。

今回は総合計画を構成する基本計画について、その素案がまとまりましたので、本案に対する皆さんからの意見（パブリックコメント）を募集します。

●素案の閲覧場所

下記の企画課ホームページをご覧いただくか、企画課（市役所3階）、行政資料室（市役所1階）、各公民館、市立図書館、保健福祉館・三里塚コミュニティセンターなどに用意してありますのでご利用ください。

●意見を募集する事項

成田市第4次総合計画 基本計画（素案）についての意見

●意見募集の期間

10月3日（月）～31日（月）

●意見提出の方法

Eメール 下記のアドレスまで

窓口に持参または郵送

〒286 8585 花崎町760

成田市役所企画政策部企画課

FAX 0476 24 1006

ホームページ内の応募フォーム

*「意見提出」用紙の様式については、ホームページや素案の閲覧場所に用意してありますのでご利用ください。また、郵送を希望する人は、企画課へ請求してください。

●意見募集結果の公表

提出していただいたご意見は、内容ごとに整理・分類した上で、市の考えとともに後日ホームページ、「広報なりた」に掲載予定7月に募集した基本構想についてのご意見は今回の基本計画と併せて公表予定です。

くわしくは企画課 ☎20 150
0へ。

■企画課ホームページ

<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/kikaku/index.html>

■Eメール

kikaku@city.narita.chiba.jp

パブリックコメントとは

市が政策などの案を公表して、広く市民からの意見を求め、提出された意見に応じて案の調整を行ったり、意見に対する市の考え方を公表したりする、市民参加の手法です。



第4次総合計画『基本計画（素案）』の概要

基本計画は、基本構想に示された施策の大綱に従ってまちづくりの具体的な施策や事業などを示したものです。施策の大綱は6分野で構成し、その概要は次のとおりです。

都市基盤・都市環境

- ・成田国際空港の完全化の促進
- ・空港と市内を連携する都市基盤及び交流基盤整備の推進
- ・交通ネットワークや中心地づくりの推進
- ・みどりあふれる美しい市街地の形成

産業振興

- ・国際性や地域資源を活かした観光の推進
- ・農業経営の高度化及び農業を支える担い手の確保など農林水産業の持続的発展
- ・個々の事業者の安定した事業の継続と発展
- ・就業機会の拡大と労働環境の向上

保健福祉

- ・地域福祉体制の強化と介護及び在宅福祉や医療サービスの充実
- ・子育て支援サービスの充実
- ・地域に密着した福祉の推進と市民の社会参加の機会の拡大
- ・健康で生きがいのある生活への支援

教育文化

- ・国際性や伝統文化など成田の個性を活かした教育の推進
- ・学校、家庭、地域が一体となった教育の推進
- ・確かな学力の向上と豊かな心を育むための教育の推進
- ・生涯を通して学びスポーツ活動を行える環境づくりの推進
- ・学習成果が発表でき地域の活性化につながる環境づくりの推進

生活環境

- ・空港周辺における生活環境の改善
- ・空港周辺地域の地域振興の推進
- ・危機管理の仕組みの強化
- ・快適に暮らせる生活環境をつくるための基盤整備や資源循環体制の整備

施策推進に向けて

- ・みんなが参加する地域社会をつくる
- ・市民本位の効率的な自治体運営を行う

日ごろの点検・清掃を大切に

10月1日は「浄化槽の日」です。浄化槽の維持管理を適切に行わないと悪臭などで周囲に迷惑を掛けるばかりでなく、川や沼の水質悪化を招く原因にもなります。

また、浄化槽の機能を最大限に發揮させるためにも、日ごろの維持管理が大切です。浄化槽を使用している人は、次のことを定期的に行うことが法令で義務付けられています。

- 保守点検…年3～4回
- 清掃…年1回以上（全ばつ気方式は年2回以上）

○法定検査（水質検査）…年1回

維持管理費や浄化槽の設置に補助金が

維持管理費補助金

市では、合併処理浄化槽の維持管理（保守点検・清掃）に年間要した費用の2分の1相当額（下表）を助成しています。

維持管理費補助金の申請時期は、保守点検および清掃の契約期間の終わりの日が属する年度内（ただし、終わりの日が3月31日のときは翌年度）です。

設置費補助金
合併処理浄化槽を設置する人にも、その設置費用の一部（下表）を補助しています。

合併処理浄化槽の補助金

維持管理費補助金		設置費補助金	
人槽区分	限度額	人槽区分	合併処理浄化槽 高度処理型浄化槽
5人槽	18,000円	5人槽	354,000円 444,000円
6人槽	21,000円	6・7人槽	411,000円 486,000円
7人槽	24,000円	8～10人槽	519,000円 576,000円
8人槽	27,000円	11～20人槽	981,000円 1,092,000円
10人槽	33,000円	21～30人槽	1,668,000円 1,860,000円
11～50人槽	33,000円	31～50人槽	2,238,000円 2,496,000円

なお、単独処理浄化槽を使っている人が、合併処理浄化槽に転換

投票率は60.90%「衆議院議員総選挙」

9月11日（日）に執行された衆議院議員総選挙（小選挙区選出議員）は、当日有権者数79,893人のうち、投票者数48,657人で投票率は60.90%でした。各投票所の投票率は次のとおりです。

投票所	当日有権者数（人）	投票者数（人）	投票率（%）
1 成田小学校	1,700	1,082	63.65
2 公津公民館	3,274	1,965	60.02
3 印東体育館	1,123	637	56.72
4 成田赤十字看護専門学校	3,739	2,164	57.88
5 八生公民館	1,503	974	64.80
6 根本名川土地改良区事務所	1,566	969	61.88
7 中郷公民館	1,078	687	63.73
8 久住第一小学校	1,687	1,084	64.26
9 久住第二小学校	988	582	58.91
10 豊住公民館	1,976	1,156	58.50
11 遠山小学校	1,535	883	57.52
12 三里塚小学校	6,058	3,377	55.74
13 東小学校	748	443	59.22
14 成田高等学校	3,051	1,868	61.23
15 成田市役所	2,567	1,595	62.13
16 加良部小学校	2,870	1,814	63.21
17 新山小学校	3,982	2,220	55.75
18 向台小学校	2,055	1,355	65.94
19 中台中学校	1,472	854	58.02
20 橋賀台小学校	4,868	3,187	65.47
21 吾妻小学校	3,970	2,586	65.14
22 成田中学校	2,037	1,212	59.50
23 玉造小学校	3,255	2,037	62.58
24 平成小学校	7,589	4,394	57.90
25 神宮寺小学校	2,917	2,036	69.80
26 本城小学校	3,151	1,749	55.51
27 美郷地区会館	3,703	2,183	58.95
28 中台小学校	2,547	1,869	73.38
29 園遊台新阿馬橋三区集会所	2,884	1,695	58.77
合 計	79,893	48,657	60.90

くわしくは市選挙管理委員会（☎22-1111内線3152）へ。

完了検査を受けていますか

10月11日（火）～17日（月）は、違反建築防止週間です。わたしたちが安心して暮らすためには、建築物が安全であることがとても大切です。

建築基準法は、生命・健康・財産を保護するため、地震や火災などに対する安全性に関する基準を定めています。この基準は、建築物を建てる場合には必ず守らなければなりません。

この違反建築防止週間にきつ

違反建築防止週間

するときは、通常の設置補助に18万円を上乗せする転換補助金（新築・建て替えを除く）を、浄化槽の設置に伴いトイレを水洗化した場合、水洗便所補助金（3万円を限度）を支給します。

また、印旛沼流域に限り、窒素またはリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部（上表）を補助しています。

騒音地域については、維持管理費および設置補助金とも特別により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課☎201531へ。

駅前放置自転車

10月1日から
クリーンキャンペーンを実施

10月1日（土）から11月30日（水）まで、県下一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンが実施されます。

駅周辺では、歩道や車道に無秩序に放置された自転車やバイクが歩道の幅を狭めたり、点字ブロックを隠したりして、歩行者に大変迷惑を掛けています。特に、障がい者や高齢者の通行には、大きな支障を及ぼしています。また、災害時には、緊急活動や避難の妨げにもなります。

自転車やバイクの利用者は市営駐輪場などをご利用ください。

市営駐輪場の利用などくわしくは交通防犯課☎201527へ。

くわしくは建築指導課☎20564へ。

なお、この期間中に一斉公開建築ハットロールが実施されます。

戸籍の届け出

こんなときは
こんな手続きを

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し公証するものです。戸籍を見れば、夫婦・親子・兄弟姉妹などの関係が分か

ります。今回は戸籍の届け出についてお知らせします。
手続きは市民課窓口で

子どもが生まれたとき、結婚・離婚をするとき、家族が亡くなったときなどは、左表のとおり市民課に届け出をしてください(赤坂

届け出	届出期間	届出人	届出場所	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父と母	出生地、子の本籍地または届出人の所在地の市町村役場	医師または助産師の出生証明書、母子健康手帳、印鑑(届出人)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家主・地主・家屋管理人・土地管理人	死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地の市町村役場	医師の死亡診断書または死体検案書、印鑑(届出人)
婚姻届	届け出をしたときから効力があります	夫・妻となる人	夫・妻の本籍地または所在地の市町村役場	戸籍謄本1通ずつ、印鑑(夫、妻各1本、一方は旧姓)
離婚届	(協議離婚) 届け出をしたときから効力があります	夫と妻	夫妻の本籍地または所在地の市町村役場	戸籍謄本1通、印鑑(夫、妻各1本)
	(裁判離婚) 調停成立または審判・判決確定の日から10日以内	申立人	夫妻の本籍地または届出人の所在地の市町村役場	戸籍謄本1通、調停調書の謄本または審判・判決書の謄本と確定証明書、印鑑(届出人)

遠山分室では受け付けておりません。

また、届け出をしてから戸籍ができるまでには1週間ほどかかります。

届け出をするときは、次のことに注意してください

(出生届)

子どもの名に用いることができるのは、常用漢字・人名用漢字、ひらがな、カタカナです。

(死亡届)

代理人が届け書をお持ちになるときは、届け出人の署名・押印がしてあることを確かめてください。

(婚姻届)

届け書に証人2人(成人なら誰でもかまいません)の署名・押印が必要です。また、未成年者が婚姻するときは父母の同意書が必要です。

(離婚届)

協議離婚のときは、届け書に証人2人(成人なら誰でもかまいません)の署名・押印が必要です。離婚後も婚姻中の氏を称するとき、離婚後3カ月以内に別の届け出が必要です。

戸籍に関する届け出には、この

ほかに転籍届、養子縁組届、養子縁組届、入籍届、認知届、帰化届などがあります。

本人確認について

婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・養子縁組届の際には、届けに来た人の本人確認をさせていただきます。

確認方法としては、運転免許証

やパスポートなど身分証明書の提示をお願いしますが、これらの証明書をお持ちでない人には届け出を受理した後、ご本人宛に届け出があった旨を通知し、本人確認に代えさせていただきます。

くわしくは市民課 ☎ 20 15 25 へ。

水道料金の納付

支払いは
期限内に

水道事業は皆さんの水道料金で運営されています。水道料金を納期限内に納められなかった場合、督促や給水停止予告書を送付しています。これらにもかかわらず納入されない場合は、給水を停止する場合がありますのでご注意ください。

水道料金の支払いは、金融機関

10月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。
予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。
なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定場所	予定時間
10月11日(火)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台・ウルシ台)地区	午後10時 ～ 午前4時
10月12日(水)	並木町(沢山・日本松)地区	
10月13日(木)	飯田町、不動ヶ岡地区	

くわしくは市水道部工務課 ☎ 22-0269 へ。

22 0269 へ。

などの窓口やコンビニエンスストアでもできますが、市では、便利で確実な口座振替をお勧めします。

心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいかどうかですか。



相 談 日				
相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談 予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
市民なんでも相談 (人権・行政相談)	17日(月)	10:00～15:00	市役所2階相談室・201会議室	
不動産相談	18日(火)	10:00～12:00	市役所2階201会議室	
税務相談	18日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	13日(木)・27日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	15日(土)	13:00～16:00	イオン成田SC	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業 内職 相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
パートタイマー職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
商工業者法律相談 予約制)	12日(水)	10:00～12:00	商工会館2階相談室	商工会議所☎22-2101
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	4日(火)	10:00～15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	6日(木)・20日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	24日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	4日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00～16:00	成田市教育センター	成田市教育センター ☎20-2922
教育相談 不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	成田市ふれあいるーむ21	教育相談室☎20-1414